

本別町告示第 7 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき、次の通り徴収業務委託事業者を指定したので告示する。

令和5年4月1日

中川郡本別町長



・徴収委託事業者の住所および名称

北海道中川郡本別町北2丁目4番地1

本別町観光協会

会長 朝日 基光

・委託事業者に徴収させる歳入

(1) 義経の里ロッジ（御所）使用料

(2) 静山キャンプ村バンガロー使用料

(3) 本別公園ボート使用料

・委託事業者に徴収させる期間

(1) 令和5年4月 1日から令和6年 3月24日

(2) 令和5年6月 1日から令和5年10月31日

(3) 令和5年4月22日から令和5年10月15日